○農林水産省告示第七十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年一月十五日

農林水産大臣　西川　公也

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示で定めるところによる。

平成十三年六月二十日農林水産省告示第八百五号

二　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法　変更しない

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁並びに関係市役所及び邑南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年一月十五日

農林水産大臣　西川　公也

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　島根県雲南市大東町篠淵字山ノ神ノ以後二九八、字壱本松以後二九の一、字家ノ上六二、一二五二

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

2　1　主伐は、択伐による。

2　2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び雲南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年一月十五日

農林水産大臣　西川　公也

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示で定めるところによる。

平成十三年六月二十日農林水産省告示第八百五号

二　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法　変更しない

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁並びに関係市役所及び邑南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年一月十五日

農林水産大臣　西川　公也

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　島根県雲南市大東町篠淵字山ノ神ノ以後二九八、字壱本松以後二九の一、字家ノ上六二、一二五二

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

2　1　主伐は、択伐による。

2　2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び雲南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年一月十五日

農林水産大臣　西川　公也

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　栃木県鹿沼市（国有林を除く。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

2　1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び鹿沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第二十八号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十七年一月十五日

国土交通大臣　太田　昭宏

第1　起業者の名称　国土交通大臣

第2　事業の種類　一級河川鳴瀬三水系鳴瀬川河口部改修工事（右岸：宮城県東松島市野蒜字下沼地内から同市野蒜字立石地内まで）

第3　起業地

1　収用の部分　宮城県東松島市野蒜字下沼及び字立石地内

宮城県東松島市野蒜字下沼地先河川敷地及び字立石地先河川敷地

2　使用の部分　宮城県東松島市野蒜字下沼及び字立石地内

第4　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1　法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、宮城県東松島市浜市字桶場地内から同市浜市字新大谷地地先までの一級河川鳴瀬川水系鳴瀬川（以下「鳴瀬川」という。）左岸の延長2.5kmの区間及び同市野蒜字下沼地内から同市浅井字池塚地内までの鳴瀬川右岸の延長2.7kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一級河川鳴瀬川水系鳴瀬川河口部改修工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、河川法（昭和39年法律第167号）第3条第1項に規定する河川のうち、一級河川に関する事業であり、法第3条第2号に掲げる河川法が適用される河川に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2　法第20条第2号の要件への適合性

起業者である国土交通大臣は、既に本件事業を開始していること、一級河川の管理は、河川法第9条第1項の規定により国土交通大臣が行うものとされており、本件区間は同条第2項に規定する指定区間に指定されていないことなどの理由から、起業者は、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3　法第20条第3号の要件への適合性

(1)　得られる公共の利益

鳴瀬川は、宮城県と山形県との県境に位置する船形山を水源とし、支川田川、支三多田川等と合流しながら大崎平野を貫流し、支川吉田川と合流し太平洋へ注ぐ、幹川流路延長89km、流域面積1,130㎢に及ぶ河川である。

鳴瀬川は、その流域に東松島市の市街地などを擁し、治水上重要な河川であるが、山間部では年間降水量が2,000㎜を超える多雨地域であることなどから、過去の洪水により、たびたび浸水被害が発生しており、昭和22年9月には戦後最大規模の洪水に見舞われたほか、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う津波に見舞われ、多くの生命や財産が奪われるなど、壊滅的な被害を受けている。

鳴瀬川水系の治水対策は、東北地方太平洋沖地震による被害を契機として平成24年11月に鳴瀬川水系河川整備基本方針及び鳴瀬川水系河川整備計画（以下「整備計画」という。）が変更され、整備計画に基づき、昭和22年9月の戦後最大規模の洪水に対応し、基準地点である三本木における河道配分流量2,800㎥／秒、主要地点である野蒜における河道配分流量4,100㎥／秒（以下「目標流量」という。）を流下させるとともに、河口部においては、隣接する仙台湾沿岸における大正2年8月の高潮及び明治29年6月の明治三陸地震に伴う津波**遡上**に対応した堤防高であるT．P．（東京湾平均海面）＋7.2mを確保することなどを目標として、河川改修が実施されているところである。また、これと一体となって、海岸管理者である宮城県知事が防潮堤を建設する海岸改修事業を実施しているところである。

本件事業は、東北地方太平洋沖地震の津波による破堤等のため、洪水並びに高潮及び津波**遡上**による被害の危険性が極めて高い状況にある本件区間において、その被害を軽減し、流域住民の生命及び財産を保全するために計画された河川改修事業であり、本件事業の完成により、本件区間の流下能力の向上が図られることから、目標流量を安全に流下させることが可能となり、洪水による被害の軽減に寄与するとともに、本件事業により建設される堤防と海岸改修事業により建設される防潮堤とが一体となって整備されることで、高潮及び津波**遡上**に対応することができることから、高潮等による被害の軽減に寄与することが認められる。

なお、本件事業が生活環境等に与える影響については、起業者が、任意で工事実施に伴う騒音等による影響を調査しており、その結果によると、いずれの項目においても規制基準を満足するとされているが、起業者は、必要に応じて低騒音・低振動型機械を使用し、周辺の生活環境等に配慮しながら工事を実施することとしている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2)　失われる利益

起業者が平成24年12月に任意で実施した動植物に関する調査等によると、本件事業の施工区域内及びその周辺において、動物については、環境省レッドリストに絶滅危